

生徒指導に係る 学校支援 Q&A



生徒指導上の問題の解決へ向け、より適切で毅然とした対応をしていくために、平成20年度「生徒指導に係る学校問題解決支援チーム」による相談・助言活動を行いました。

学校から相談があった事例への対応をQ&Aの形でまとめましたので、今後の指導の参考にしてください。



広島市教育委員会

平成21年3月

文書要求に係る事例

学校で発生した問題について、保護者から「指導の経緯や学校の今後の取組を聞きたい。」と学校へ要望が出されることがあります。問題の解決へ向け、保護者へ学校の指導方針や状況の説明を行うことは、大切なことです。最も良い方法は、家庭訪問などで保護者と直接会って説明することですが、時には、保護者から文書による説明を求められることがあります。

事例 1

A君とB君がけんかをした。その時にC君、D君がB君に加勢し、A君が頭を打った。
翌日、A君の両親が来校し、「今回のけんかの経緯を示した文書と今後はこのようなことがないとの誓約書をお願いしたい。」と申出を行った。対応した担任は「わかりました。」と回答した。

Q 文書がどのように使われるかが不明であり、文書の作成は慎重に行いたい。文書作成に当たってどのようなことに配慮すればよいか。

- A** 文書で回答した場合、次のような課題が考えられます。
- 記録として保存され、時には、訴訟の証拠として用いられる。
→ 文書回答する場合には、内容に正確さが求められる。
 - コピーされることにより、不特定多数の手に渡り、当事者間だけの情報ではおさまらなくなる。
→ 文書に記載された内容に関係する人の同意が必要である。
 - 文書では、その時の心理状態や前後関係を正確に表現するには限界がある。

こうしたことを踏まえ、次のような配慮が必要です。

- ① 正確な文書の作成へ向けては、事実確認をきめ細かく行っておくことが必要です。A君、B君、C君、D君から個別に聴き、記録します。食い違った点がある場合は更に聴取します。
- ② 4人の生徒の言い分を文書化し、4人の生徒に確認させます。
- ③ 文書の内容をB君、C君、D君の保護者に示し確認をしてもらうとともに、A君の保護者に渡すことについて了解を得ます。

※ このケースについては、教職員が直接目撃していたわけではないので、「この内容は、関係生徒からの事情聴取に基づいて学校が認識していることである。」という内容を付け加えておくが良い。

Q 学校はA君の保護者に対して、誓約書を書く必要があるのか。

- A**
- 学校には、児童生徒の安全を確保する義務があり、本事例の保護者が求めている再発防止については、誓約書を書くまでもなく学校として当然すべきことです。誓約書を出すかどうかではなく、再発防止へ向けた具体策を保護者に示し、理解を求める取組を粘り強く行うことが大切です。
 - 学校で行う教育諸活動について、特定の児童生徒のみに確約するようなことはすべきではありません。今回のようなケースの再発防止は学校の使命であり、在籍する全児童生徒に対して責任を持っている性質のものです。

参 考

- この事例では、保護者から文書を要求された担任が、その場で「わかりました。」と即答していますが、文書を出すことについて、担任一人で判断すべきではありません。「今すぐには回答できません。持ち帰り検討したうえで回答します。」と答えるべきでしょう。
- 「正確なことが知りたい。」「二度とないようにしてほしい。」という保護者の強い思いが、文書を求める行動となっている場合がほとんどです。そうした保護者の思いを理解し、保護者の不安や不信を払拭するための取組を全教職員で行うことが最も大切です。

録音や録画に関する事例

生徒指導に係っての対応の中で、保護者から、児童生徒同士の会話や教職員の回答を録音させてほしい、または録画させてほしいといった要望が出されることがあります。

事例 2

言葉でのいじめを受けているAさんの保護者から、「娘が普段、誰からどんなことを言われているのか知りたい。娘にボイスレコーダーを持たせたい。」との要望が出された。

Q ボイスレコーダーで他人の会話を無断で録音することは、法的に問題はないか。

A 禁止する法律はありません。証拠収集のためと言われれば制限できません。しかし、いじめとは全く関係のない他の生徒の声を全て録音することになるので、そのことでプライバシーを侵害したとして不法行為になることはあります。そうなった場合に、ボイスレコーダーを持っていることを学校が知っていたのであれば、共同不法行為となるため、学校が、ボイスレコーダーの所持を認めることには問題があります。

Q 学校は、どのようなことに留意して対応すべきか。

A Aさんがボイスレコーダーを持つのであれば、そのことを他の生徒や保護者にも知らせる必要があることをAさんの保護者に説明しなければなりません。また、持っていることにより、Aさんと他の生徒の関係が今後どうなるのかを保護者によく考えてもらう必要があります。ボイスレコーダーを持たせることは根本的な問題の解決にはつながらず、学校としては、いじめの問題の解決に全力を尽くすべきです。

事例 3

地域住民のA氏が、学校に対し「下校中の児童が、自宅の敷地内に入ってきた（児童は、下校中見かけた子猫を追いかけていくうちにA氏の敷地に入ったもの。道路と敷地の境界線上には、門扉や塀は設置されていない。）。不法侵入である。すぐに敷地に入った児童を特定し、反省文を書かせて、謝罪に來い。」と苦情を訴えてきた。

学校は、すぐに教員をA氏宅に向かわせたところ、A氏は、訪問した教員の様子をビデオカメラで撮影しはじめた。

Q 敷地内に入ったのは、不法侵入となるのか。また、児童に反省文を書かせる必要があるのか。

A 敷地内に入ったのは、児童が子猫を追いかけてのことであり、これは児童の好奇心に起因した行為ですから、社会通念上、不法侵入にはあたりません。また、門扉や塀もない状況を加味すれば、反省文を求めることは行き過ぎた要求であり、学校はそのような要求に応える必要はありません。

Q ビデオの撮影は拒否できるか。

A 肖像権の侵害に該当するので拒否できます。本人の承諾なしに撮影を続けるようであれば、その場を立ち去っても構いません。

参 考

〔刑法 第130条〕

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

参 考

【肖像権の侵害】

ビデオ撮影及び写真撮影については、相手方の承諾が必要である。（承諾なく行えば、肖像権（何人もみだりに自分の姿形を写真に撮られない権利）の侵害になる。）

「広島市暴力的要求行為対応マニュアル」より抜粋

道理に合わない要求への対応事例

学校が誠意をもって説明しても理解を得られず、保護者等から学校に道理に合わない要求が繰り返され、その対応により、学校の業務が停滞してしまうことがあります。

事例 4

A君がB君をからかい、B君がA君を叩いた。怒ったA君がB君に殴りかかろうとした時に、気付いたC教諭が制止した。

翌日、A君の保護者から担任に、「うちの子が先にやられたのだから、やり返しても正当防衛だ。なぜC教諭はうちの子を制止したのか。明日子どもにやり返させるので、止めるな。日曜日にC教諭一人で家に説明に来させろ。来なかったらただではすまんぞ。」と恫喝する口調で電話があった。

Q

このような偏った価値観に基づいた言動をする保護者に対して、どのような対応が考えられるか。

A

○ 保護者の子どもの暴力行為に対する指導の考え方が、根本的に学校と異なっているため、学校の指導方針をいくら説明しても、理解してもらうことは非常に困難です。こうした場合は、法的な根拠を示すことが有効です。

○ 刑法によると、「急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為」を正当防衛と言います。

この定義に基づいて判断すると、A君がB君から暴力を振るわれたのは過去のことであり、今、眼前で起きている緊急事態ではありません。また、「仕返し」という行為を、翌日以降に行おうとしているわけですから「急迫不正の侵害」には該当せず、正当防衛は成立しません。

また、日本国内においては、法律によってあらゆる暴力が否定されていますから、子どもに仕返しを勧めることは、親による子どもへの暴力教唆になります。

このように、教育的視点からではなく、法的根拠を示して保護者を説得することが必要です。

Q

「日曜日にC教諭一人で家に説明に来させろ。来なかったらただではすまんぞ。」という言い方は、著しくC教諭に対して恐怖感を抱かせるものである。こうした保護者の言動には、法律上問題はないのか。

A

○ C教諭に対する「日曜日に一人で家に来い。来なかったらただでは済まんぞ。」との発言は、C教諭に身の危険を感じさせることにより、休日に家に来ることを強要していると判断できることから、強要罪にあたることが考えられます。

参 考

〔刑法 第36条〕

急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

〔刑法 第223条〕

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を与える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。

児童生徒の人格の尊重に係る事例

児童生徒がいじめ等により他者に何らかの危害や損害を与えた場合、謝罪をさせることがあります。その際、一人一人の児童生徒の人格の価値を尊重する視点から、慎重な配慮を行うことが必要です。

事例 5

ある日、1週間登校できていないA君の保護者から、次のような要望が校長に出されました。
「同じクラスのB君、C君から『学校に来るな。』『死ねばいい。』と言われたことが原因で、登校できなくなっている。このようなことが二度と起こらないよう2人の生徒に学級全員の前で謝罪させてほしい。」

Q

「学級全員の前で謝罪させてほしい。」という保護者の要望にどう対応すればよいのか。

A

- いじめの問題などへの指導にあたっては、被害者側から加害者側に対し、行き過ぎた要求が出されることがあります。学校は、被害児童生徒に対するのと同じように、加害児童生徒の心情や人権に配慮をした対応をしなければなりません。
- 謝罪という行為は、当事者間で行われるものです。したがって、本事例では、A君とB君、C君との間で行われるべきものです。
加害者側が果たすべき責任は、被害者に対する誠意ある謝罪であり、被害者ではない他の児童生徒（全児童生徒）に謝罪させることは、加害行為を行った児童生徒に対し、必要以上の責任の取り方を求めていることになります。
- 学級全員の前で謝罪させることは、見せしめ的な行為であり教育的ではありません。A君が登校できなくなった経緯や再発防止に向けての取組など、学級全員に説明する必要がある場合には、教職員が行うべきです。

Q

加害生徒の言動やその保護者に法的な責任が生じるのか。

A

本事例のような「死ねばいい。」などの人格を否定する発言は、名誉毀損などの違法性が認められる可能性があります。違法性があるかないかは、その言葉が発せられた状況や前後の脈絡の中で異なってきます。

例えば、「おまえはバカだ。」といった表現も、人の行為をきつく非難しながら「君は本当にバカでどうしようもない。」と言えは違法性がありますが、冗談を言った人に対して微笑みながら同じようなことを言った場合には違法性はありません。

参 考

〔刑法 第230条〕公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

〔刑法 第231条〕事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

〔民法 第709条〕故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

〔民法 第710条〕他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

保護者との連携のあい方

生徒指導上の問題解決に向けては、保護者との連携が欠かせません。保護者との連携をすすめる上でのポイントを示します。

保護者との連携における基本的姿勢

- 学校や教職員の都合を後にして、一人の人間として保護者に接し、保護者の願いや誇りを尊重する。
- 保護者に対して、同じ生活者としての親の願いや、苦勞に共感し、子どもへの期待などを話し合い、歩み寄っていく。
- 保護者との信頼関係をつくるために、誠心誠意、客観的な子どもの姿を伝え、一緒に悩み、改善の方法を一緒に考える姿勢でかかわる。
- 子どもの成長、発達をサポートするという共通の目的を共有する関係づくりをめざす。
- 保護者の責任を追及するなど、保護者を責めても、何のメリットもない。保護者と教職員が、子どもの長所を見つけ、認めるように努め、これから何ができるか一緒に考える姿勢をもつ。
- 何よりも子どもの一番身近にいる保護者に安心感をもたせ、元気になってもらうようなかかわりに努める。
- 子どもの課題の面ばかりではなく、「何気ないこと、あたりまえのこと、ふつうにできていること」を保護者にたくさん語ってもらい、それを肯定的に評価する。

いじめられている子どもの保護者から訴えがあった場合の留意点

“最初のボタンの掛け違い”が問題を長期化させることにつながります。いじめられている子どもの保護者から訴えがあった場合、担任一人では対応するのではなく、校長、教頭や生徒指導担当者、学年主任等の複数で対応します。

- その日のうちに家庭訪問等で保護者に直接会って、じっくり時間をかけて詳しく話を聴く。
- 保護者の怒り、不安、悲しみ等を真剣に受け止めるとともに、学校としてどんなことがあっても、いじめられている子どもを守ることを伝える。
- 保護者の話を聴いた後、「すぐに事実を調べ対応します。」「学校では緊急的に〇〇〇の対応をしますので、家庭の協力をお願いします。」など誠意をもって学校の指導方針を具体的に説明する。このことが保護者の安心感につながる。
- いじめの事実に関しては、電話ではなく、担任、生徒指導担当者等が複数で家庭訪問し説明する。
- 家庭との定期的な連携をとるための連携方法を確認する。

参 考

保護者対応の さ・し・す・せ・そ

さ 最初が肝心 まず傾聴

し 真摯に対応 心理的事実

す 素直な心 時に毅然と

せ 誠意とは 目に見える具体的な行動

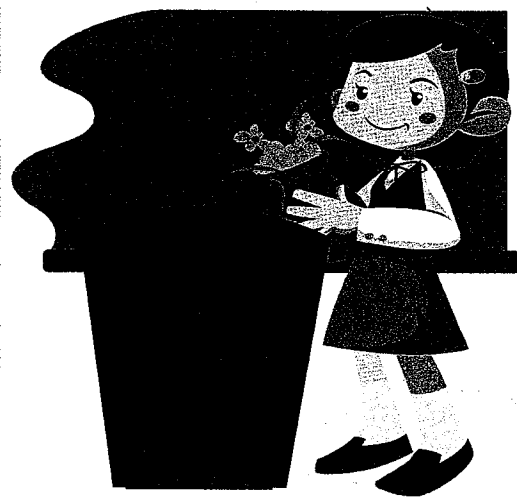
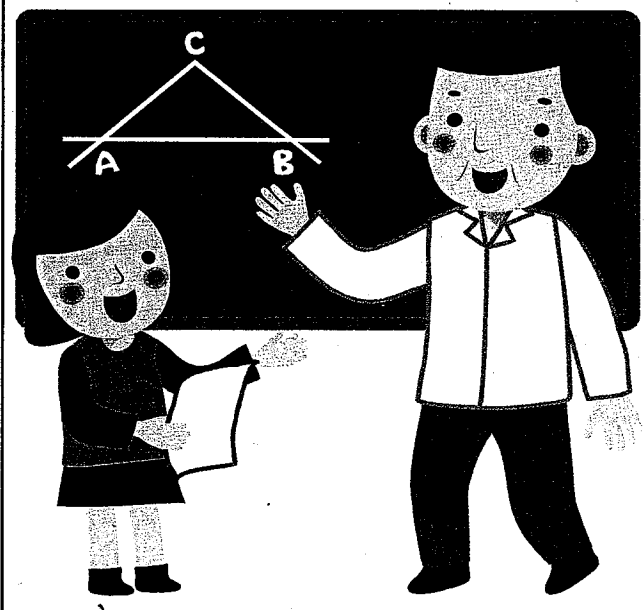
そ 組織を活かし 一人で悩まず

嶋崎政男：「教育相談のエッセンス」月刊教育相談 2008年4月号 p74,75 ほんの森出版

登録番号	広X3-2008-437
名称	生徒指導に係る学校支援 Q&A
主管課地	広島市教育委員会学校教育部 指導第二課生徒指導担当 〒730-8586 広島市中区国泰寺町1丁目4番21号 TEL (082) 504-2786
発行年月日	平成21年 3月
印刷会社名	鯉城印刷株式会社

生徒指導に係る 学校支援 Q&A〔2〕

児童生徒の健全な成長を願って、学校は生徒指導上の問題の解決に向けて指導を行います。その時、保護者の理解と協力を得ることがとても大切です。保護者は、教員の日常の教育活動の評価者であり、子ども支援の最強のパートナーです。



保護者からの苦情の中には、学校が取り組むべき多くの課題が埋め込まれています。その課題に気づき、改善に取り組むことにより、学校の指導体制はより強化されます。

平成21年度中に「生徒指導に係る学校問題解決支援チーム」が係った事例への対応をQ&Aの形でまとめましたので、今後の指導の参考にしてください。

広島市教育委員会

平成22年3月

個人情報に係る事例

学校は、児童生徒について多くの個人情報（※）を保有しています。生徒指導上の問題にかかわって関係機関等から、児童生徒の個人情報の提供を求められることがあります。これらへの個人情報の提供は、基本的に目的外利用ということになりますので、慎重に行う必要があります。

（※）個人情報～個人に関する情報で、個人が特定され、又は特定されうるもの。

事例 1

校区内のコンビニエンス・ストアの店長より「お宅の学校の生徒が当店で、万引きをした。先生に店に来てもらって、防犯ビデオの映像を見て欲しい。」という電話が入った。

Q このような要望に対して、学校はどのようなことに留意して対応すればよいか。

- A**
- ビデオを見ることを断る法的な根拠はありませんから、店からの依頼に応じることは問題ありません。依頼者の意向を正確に把握するためにも、複数の教員が出向いて、対応します。
 - ビデオを見て、自校の児童生徒であることが確認できた場合は、謝意を伝え、学校として児童生徒に対してどのような指導を行うのかを依頼者に説明します。また、児童生徒が特定できた場合には、保護者と連携して指導を行い、あらためて謝罪のために来店させるなどの指導方針を伝え、依頼者が、学校に対してどのようなことを期待しているのか、依頼者の意図を十分に聴取します。
 - 依頼者から「ビデオに映っている児童生徒の名前を教えてください。」との要望が出された場合には、画像は個人情報なので、法令に則った慎重な対応が求められます。児童生徒の名前は、広島市個人情報保護条例の規定により、本人（この場合は保護者）の同意などがなければ伝えることはできないこと、学校としては、法令に基づいた依頼（※）しか回答することはできないことを説明し、理解を求めます。
（※）「法令に基づいた依頼」とは、警察等からの照会を指します。〔事例2の関係法令を参照〕
 - 最初から「名前は言えない。」と断ると、「言え。」「言わない。」と感情的な対立に繋がります。まずは、前述のように、学校の指導方針をしっかりと伝え、依頼者との信頼関係を築くことが大切です。
 - なお、「万引き」について児童生徒へ指導を行う際、児童生徒にとって、「万引き」は犯罪であるとの認識がしやすい場合があるので、万引きは犯罪行為としての「窃盗」であることをきちんと伝え、ことの重大さを認識させます。

関係法令

〔刑法 第235条〕【窃盗】

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

事例 2

警察官が来校し、「事件の捜査のために、A君の写真が必要である。学校にあるA君の写真を提供してほしい。」と言った。

Q このように警察から要望があった場合には、児童生徒が写っている写真を提供してもよいか。

- A**
- まず、写真提供の可否です。この例では、警察からは口頭での依頼のようですが、仮に断ったとしても刑事訴訟法第197条に基づく「捜査関係事項照会書」を警察が持参すれば、何らかの写真を提供することになります。
 - 次に、どのような写真を提供するのが問題になります。クラス全員が写った写真を提供するとA君だけではなく多くの子どもの情報（映像）を提供することになります。
 - 警察官からの聴取の内容により、どこまでの個人情報を提供するのが合理的であるかを考えて判断することが必要です。
 - この例では、提供するために相当な理由があると認められるのはA君だけの写真と考えられますから、クラス写真のような他の児童生徒が写っている写真をそのまま提供することは避けたほうがよいでしょう。

関係法令

〔刑事訴訟法 第197条〕〔捜査に必要な取調べ〕

- 2 捜査については、公務所(※)又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
(※)公務所～刑法上、公務員が職務を行うために設けられた場所。

〔広島市個人情報保護条例 第8条〕

実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を、当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。
(6) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関若しくは国等に提供することについて、相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

事例 3

B君がC教諭の指導に従わず、C教諭を殴ったため、学校として警察に被害届を提出した。B君は逮捕され、少年鑑別所での観護措置となった。

数日後、B君の弁護士から学校に電話があり、弁護士は、「学校へ行って、先生から話を聞きたい。」と要望した。

Q

来校した弁護士から、「B君の学校での様子を教えてください。また、B君の処分について、家庭裁判所に対し寛大な措置を依頼する旨の文書を書いてほしい。」との要望がありました。
こうした弁護士からの要望に、学校は応じなければならないか。

A

- 学校側と弁護士とのやりとりを正確に記録するために、管理職を含めた複数の教員で対応することが大切です。
- ◎ 「学校での様子を教えてください。」との要望に対して
- B君の学校での様子は個人情報になります。弁護士であっても第三者ですから、B君の状況を弁護士に伝えることはできません。提供する場合には、B君の了解が必要になりますが、B君は未成年者ですから、この場合は保護者の了解が必要になります。
 - 仮に保護者の了解が得られて話す場合でも、伝える情報の過不足には事前の検討が必要です。また、弁護士に話した内容は、当然B君及びB君の保護者に伝わることを考慮しておくべきです。
- ◎ 「寛大な措置を依頼する旨の文書を書いてほしい。」との要望に対して
- 学校が被害届を警察に提出したということは、「B君の処遇を裁判所に任せます。」という意味ですから、弁護士からの要望に応じる必要はありません。
 - 制度上、被害届を提出するのはC教諭個人であり、学校ではありませんから、弁護士からC教諭の思いを聞きたいとの要望があることも予想されます。そのときには、C教諭の行為は私的行為でなく公務ですので、校長が弁護士に会い、「C教諭の思いも学校の考えと同じです。」と回答するといった対応が考えられます。

参 考

【家庭裁判所からの学校照会書について】

- 学校が家庭裁判所に提出した「学校照会書」は関係者に開示されることがあります。したがって、記入の際には、開示を前提にして文書を作成することが必要です。文章だけでは、学校の児童生徒の更正を願う気持ちが、当該児童生徒の保護者等の他者に誤解して伝わる場合があります。記入にあたっては十分な配慮が必要です。警察に提出する上申書についても同様です。



事例 4

A 校では、いじめの早期発見に向けて、年に3回、いじめに関するアンケート調査を実施している。先日アンケート調査で、3人の生徒がD君に対していじめを行っていることがわかった。学校は、今後の指導方針についてD君と保護者に説明するため家庭訪問を行ったところ、D君の保護者より、「被害者として知る権利がある。生徒が書いたアンケート用紙を見せてほしい。」との要望が出された。

また、後日、加害生徒3名側とD君側で「謝罪の会」を持ったところ、D君の保護者が、「今後このようなことが二度とないとの誓約書を書け。」と学校と3人の加害生徒側に要求した。

Q 学校が、D君の保護者の要望に応じてアンケートを見せることに問題はないか。

- A**
- アンケートを渡すかどうかについては、即答をせず、学校に持ち帰り検討をすることを伝えた上で、本来の家庭訪問の目的であった今後の指導方針について理解を得ることが必要です。
 - アンケートを見せることの可否は、「広島市個人情報保護条例」に照らして判断する必要があります。
 - 一般的にアンケートも含め、児童生徒が書いた作文などの作品は、筆跡などから個人が特定されることもあることから、個人情報保護の対象となります。アンケートは、他の保護者に見せることを前提に実施していませんので、アンケートを保護者に見せることは、個人情報の目的外使用となります。
 - 個人情報の目的外使用の除外項目として「生命や財産」に関することがあります。本件の場合、アンケートの提示がD君の生命や財産の保護に直接関するものではないと考えられますので、アンケートを提示することは控えるべきです。

参考判例

自殺した中学生の親からの個人情報保護条例に基づく、自殺に関する全校生徒の作文の開示請求を棄却した決定が相当とされた事例

親権者は、その被扶養者である未成年の個人情報の開示を請求し得るが、作文はその作成経過などから、公開することを予定したものではなく、開示することは書いた生徒の意図に反し、作文による生徒指導そのものの効果が期待できなくなることは明らかであるから、非開示は正当である。

(東京高判平成 11. 8. 23)

Q D君の保護者からの「誓約書を書け。」との要望にはどう対応すればよいか。

- A**
- 学校はこのような誓約書を書く必要はありません(平成 20 年度版 生徒指導に係る学校支援 Q & A「事例 1」を参照)。
 - 加害生徒側の誓約書は、加害生徒とD君の間の文書ですから、学校が可否について口をはさむことはできません。加害生徒側の判断に任せるべきです。
 - 加害生徒側が誓約書を書いた場合は、誓約書の所有権は被害者であるD君側にあります。仮にD君側より「学校内のことなので誓約書は学校で保管してほしい。」と言われても、学校での保管は適切ではありません。学校が要望を受け入れると、学校に保管義務が生じ、紛失した際には学校が責任を問われることになります。

参 考

〔平成 20 年度版 生徒指導に係る学校支援 Q & A「事例 1」より抜粋〕

学校で行う教育活動について、特定の児童生徒のみに確約するようなことはすべきではありません。今回のようなケースの再発防止は学校の使命であり、在籍する全児童生徒に対して責任を持っている性質のものです。

道理に合わない要求への対応事例

生徒指導上の問題の解決には、保護者との連携が欠かせませんが、場合によっては、早期に専門家と連携をして問題解決にあたる必要があります。

事例 5

小学生のEさんが、朝「学校に行きたくない。」と言ったため、保護者が事情を聞くために学校へ午前7時15分に電話した。当日は、担任が所用で朝1時間の年休を取っていたため別の教員が電話対応し、担任から折り返し電話する旨を伝えた。担任が午前9時過ぎに保護者に電話したところ、保護者は「学校からの折り返しの電話が遅い。学校はわが子のことを心配していないのか。」と立腹して来校し、「校長は、職員を管理していない。辞表か転勤願いを書け。書くまではここを動かない。」と深夜まで居座った。

Q

本事例のようなケースで学校はどのように対応すればよいか。

A

- 学校と保護者が協力してEさんへの支援を行うことが最優先事項ですが、父親の要求が度を越し、教育活動に支障をきたす場合は、校長は毅然とした対応をすることが必要です。
- 本事例では、学校には法的責任はありません。校長にも職を辞するような重大な過失はないので、辞表や転勤願いを書く必要はありません。校長に対して、する必要のないことを要求する父親の行為は、強要罪にあたり、父親が施設管理者である校長から校外に出よう要請を受けながら学校に居座る行為は不退去罪が適用されます（不退去罪の適用には、1度でも警告を行っておくことが必要）。脅迫的な言動が予想される場合は、録音をしておいてもよいでしょう。
- 本事例のような犯罪性のある場合は、早めに警察に相談することも検討しましょう。

関係法令

【刑法 第223条】【強要】

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。

事例 6

Fさんの母親が、「担任の配慮のない言動で子どもが登校したくないと言っている。」と来校し、教頭が対応した。Fさんの母親からは、これまでも同様の電話が何度も入っており、その都度、担任は母親の思いを聞いているが、学校に対しての具体的な要望や訴えはない。また、母親は、以前の学校の対応やとりとめのない話を繰り返すために、対応も長時間になってしまう。

Q

このような言動を繰り返す母親に対してどのように対応すればよいか。

A

- 時間の枠をつくって対応することが必要です。母親が同じことを繰り返すようであれば、母親の言いたいことを紙に書いてもらい、答えられる内容については、その紙に書き込むことにより、その後は「紙に書いたとおりです。」と回答すればよいので、繰り返しのやりとりが避けられます。
- 本事例の場合は、対応にあたって専門家との連携が必要と思われます。スクールカウンセラーや精神科医等の専門家に相談しながら対応していきましょう。
- 対応が長時間になった場合は、対応している教員を孤立させないことが大切です。途中で、他の教員が様子を見に行くとか、「緊急の電話です。」と言って、一度その場から離れる機会をつくるようにしましょう。

いじめ問題における学校の法的責任

Q

いじめの問題が訴訟に発展することがあると聞いています。裁判になった場合に、学校には具体的にどのような法的責任が問われるのですか。

A

過去の判例から次のようなことが学校の義務として挙げられます。

① 一般的注意義務

児童生徒の発達段階によって違いはありますが、「基本的には親権者の保護者義務と同等」と考えられています。教員は、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における児童生徒の安全の確保に配慮しなければなりません。

② 「いじめ」の本質を解明する義務

教員は、いじめの原因・背景・特質等について研修し、それをいじめの防止に役立てなければなりません。

③ 動静把握義務

日頃から、児童生徒の動静を注意深く観察したり話を聞くなどして、暴力行為やいじめ等がないかを注意深く見極め、いじめの発見に努めなければなりません。

④ 「いじめ」の全容解明努力義務

いじめが明らかになった場合はもちろんのこと、いじめの存在がうかがわれる場合にあって、その実態を調査し、状況を正確に把握しなければなりません。

⑤ 「いじめ」の防止措置義務

児童生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害がおよぶおそれがあるような時には、そのような悪影響ないし危害の現実化を未然に防止するため、適切な措置を講じなければなりません。校内での見守り体制を敷くなどの措置や警察・児童相談所等との連携、場合によっては指定校変更、区域外就学等の措置をとらなければなりません。

⑥ 保護者に対する報告義務・保護者との協議義務

学校は保護者に「報告」するとともに、問題解決に向けての「協議」をしなければなりません。

参考判例

- 教師らは、①適切な問題意識を持って対処することを怠ったため、最後まで本件⑤いじめの実態を正しく把握し、②教師全体が一体となって適切な指導を行ない、③保護者、関係機関との連携、協力のもとに本件⑤いじめの防止のための適切な措置を講ずることができず、そのため、悪質かつ長期間にわたったいじめにより、生徒が深刻な肉体的、精神的な苦痛を被ることをできなかったのであるから、教員らには過失があるというべきである。（東京高判平成 6. 5. 20）

- いじめの認識に関し、学校はいじめの兆候について④情報収集、情報交換および情報の集積義務がある。（福岡地判平成 13. 12. 18）

登録番号	広X3-2009-597
名称	生徒指導に係る学校支援 Q&A 2
主管課	広島市教育委員会学校教育部生徒指導課
所在地	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1丁目4番21号 TEL (082) 504-2786
発行年月日	平成22年 3月
印刷会社名	東光印刷株式会社

法的な判断が必要となる生徒指導対応

広島市教育委員会生徒指導課

文書要求に係る事例

学校で発生した生徒指導上の問題の解決へ向け、保護者へ学校の指導方針や状況の説明を行うことは、大切なことです。最も良い方法は、家庭訪問などで保護者と直接会って説明することですが、近年、保護者から「どのような事実があったのか、また、指導の経緯や学校の今後の取組を文書にしてほしい。」と学校へ要望が出されることが増えています。

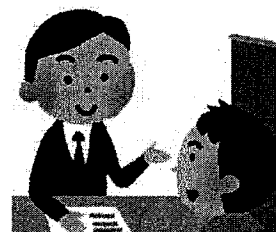
事例

A君とB君がけんかをした。その時にC君、D君がB君に加勢し、A君が頭を打った。
翌日、A君の両親が来校し、「今回のけんかの経緯を示した文書と今後はこのようなことがないとの誓約書を書いてもらいたい。」と申出を行った。対応した担任は「わかりました。」と回答した。

Q 文書がどのように使われるかが不明であり、文書の作成は慎重に行いたい。文書作成に当たってどのようなことに配慮すればよいか。

A

- 文書で回答した場合、次のような課題が考えられます。
 - ・ 記録として保存され、時には、訴訟の証拠として用いられる。
 - 文書回答する場合には、内容に正確さが求められる。
 - ・ コピーされることにより、不特定多数の手に渡り、当事者間だけの情報ではおさまらなくなる。
 - 文書に記載された内容に関係する人の同意が必要である。
 - ・ 文書では、その時の心理状態や前後関係を正確に表現するには限界がある。



- ◎ こうしたことを踏まえ、次のような配慮が必要です。
 - ① 正確な文書の作成へ向けには、事実確認をきめ細かく行っておく必要があります。A君、B君、C君、D君から個別に聴き、記録します。食い違った点がある場合は更に聴取します。
 - ② 4人の児童生徒の言い分を文書化し、4人の児童生徒に確認させます。
 - ③ 文書の内容をB君、C君、D君の保護者に示し確認をしてもらうとともに、A君の保護者に渡すことについて了解を得ます。

※ このケースについては、教職員が直接目撃していたわけではないので、「この内容は、関係児童生徒からの事実確認に基づいて学校が認識していることである。」という内容を付け加えておくが良い。

Q

学校はA君の保護者に対して、誓約書を書く必要があるのか。

A

- ◎ 学校には、児童生徒の安全を確保する義務があり、本事例の保護者が求めている再発防止については、誓約書を書くまでもなく学校として当然すべきことです。誓約書を出すかどうかではなく、再発防止へ向けた具体策を保護者に示し、理解を求める取組を粘り強く行うことが大切です。
- 学校で行う教育諸活動について、特定の児童生徒のみに確約するようなことはすべきではありません。今回のようなケースの再発防止は学校の使命であり、在籍する全児童生徒に対して責任を持っている性質のものです。

参考

- この事例では、保護者から文書を要求された担任が、その場で「わかりました。」と即答していますが、文書を出すことについて、担任一人で判断すべきではありません。「今すぐには回答できません。持ち帰り検討したうえで回答します。」と答えるべきでしょう。
- 「正確なことが知りたい。」「二度とないようにしてほしい。」という保護者の強い思いが、文書を求める行動となっている場合がほとんどです。そうした保護者の思いを理解し、保護者の不安や不信を払拭するための取組を全教職員で行うことが最も大切です。

個人情報に係る事例

学校は、児童生徒について多くの個人情報(※)を保有しています。生徒指導上の問題に関わって関係機関等から、児童生徒の個人情報の提供を求められることがあります。これらへの個人情報の提供は、基本的に目的外利用になりますので、慎重に行う必要があります。(※) 個人情報：個人に関する情報で、個人が特定され、又は特定されうるもの。

事例1

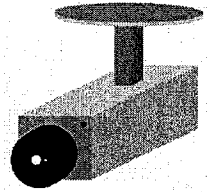
校区内のコンビニエンスストアの店長より「お宅の学校の生徒が当店で、万引きをした。先生に店に来てもらって、防犯ビデオの映像を見て欲しい。」という電話が入った。

Q

このような要望に対して、学校はどのようなことに留意して対応すればよいか。

A

- ビデオを見ることを禁じる法令はありませんから、生徒指導上の必要性から、店からの依頼に応じることは問題ありません。依頼者の意向を正確に把握するためにも、複数の教員が出向いて対応します。
- ◎ ビデオを見て、自校の児童生徒であることが確認できた場合は、お詫びの意を伝え、学校として児童生徒に対してどのような指導を行うのかを依頼者に説明します。また、児童生徒が特定できた場合には、保護者と連携して指導を行い、あらためて謝罪のために来店させるなどの指導方針を伝え、依頼者が、学校に対してどのようなことを期待しているのか、依頼者の意図を十分に聴取します。
- 依頼者から「ビデオに映っている児童生徒の名前を教えてください。」との要望が出された場合には、名前・画像は個人情報なので、法令に則った慎重な対応が求められます。児童生徒の名前は、広島市個人情報保護条例の規定により、本人（この場合は保護者）の同意などがなければ伝えることはできないこと、学校としては、法令に基づいた依頼(※)しか回答することはできないことを説明し、理解を求めます。
(※)「法令に基づいた依頼」とは、警察等からの照会を指します。【事例2の関係法令を参照】
- ◎ 最初から「名前は言えない。」と断ると、「言え。」「言わない。」と感情的な対立に繋がります。まずは、前述のように、学校の指導方針をしっかりと伝え、依頼者との信頼関係を築くことが大切です。
- なお、「万引き」について児童生徒へ指導を行う際、児童生徒にとって、「万引き」は犯罪であるとの認識がうすい場合があるので、万引きは犯罪行為としての「窃盗」であることをきちんと伝え、ことの重大さを認識させます。



関係法令 〔刑法 第235条〕〔窃盗〕

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

事例2

警察官が来校し、「事件の捜査のために、A君の写真が必要である。学校にあるA君の写真を提供してほしい。」と言った。

Q

このように警察から要望があった場合には、児童生徒が写っている写真を提供してもよいか。

A

- まず、写真提供の可否です。この例では、警察からは口頭での依頼のようですが、仮に断ったとしても刑事訴訟法第197条に基づく「捜査関係事項照会書」を警察が持参すれば、何らかの写真を提供することになります。
- 次に、どのような写真を提供するのか問題になります。クラス全員が写った写真を提供するとA君だけではなく多くの子どもの情報（映像）を提供することになります。
- ◎ 警察官からの聴取の内容により、どこまでの個人情報を提供するのが合理的であるかを考えて判断することが必要です。
- この例では、提供するために相当な理由があると認められるのはA君だけの写真と考えられますから、クラス写真のような他の児童生徒が写っている写真をそのまま提供することは避けたほうがよいでしょう。
- 集合写真しかない場合は、A君だけを接写して、その写真を提供することも考えられます。



関係法令 〔刑事訴訟法 第197条第2項〕〔捜査に必要な取調べ〕

捜査については、公務所(※)又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(※) 公務所：刑法上、公務員が職務を行うために設けられた場所。

関係法令 〔広島市個人情報保護条例 第8条第1項〕

実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を、当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。
- (6) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関若しくは国等に提供することについて、相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。